

兵庫県公報

平成30年3月30日 金曜日 第24号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

病院局管理規程	ページ
○ 病院局地方機関処務規程の一部を改正する管理規程	1

病院局管理規程

病院局地方機関処務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成30年3月30日

兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

兵庫県病院局管理規程第6号

病院局地方機関処務規程の一部を改正する管理規程

病院局地方機関処務規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「及び結核性疾患又は精神障害による病気休暇」を削る。

附則

この管理規程は、平成30年4月1日から施行する。